

南アフリカ株ファンド

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分）

2019年7月19日

キャピタル アセットマネジメント株式会社

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう南アフリカ株ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年10月9日に関東財務局長に提出し、2018年10月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

2019年7月19日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、2019年4月9日付の投資信託説明書（交付目論見書）（以下「原交付目論見書」といいます。）を新たな情報に訂正するものです。

（注）下線の部分は訂正箇所を示します。

2. 訂正箇所および訂正事項

手続・手数料等

お申し込みメモ（原交付目論見書6頁）

（前 略）

購入の申込期間	2018年10月10日から2019年10月8日まで* ※申込期間は上記の期間終了前に、有価証券届出書を提出することによって更新されます。 <u>*信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面による決議の結果、2019年10月23日をもって信託を終了することとなった場合には、上記期間で取得申込は終了となります。</u>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

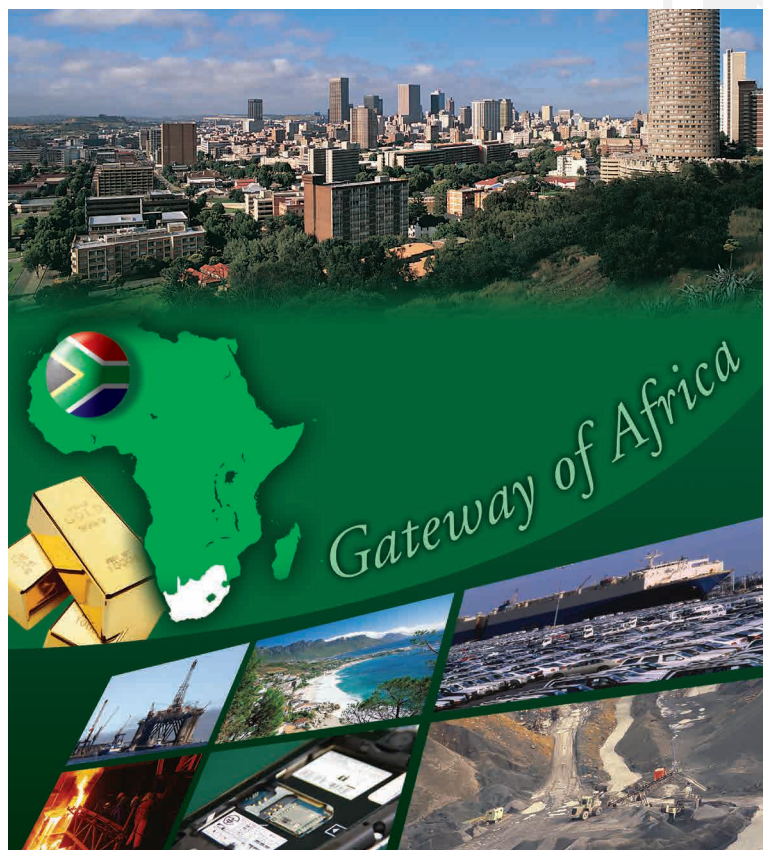
（中 略）

信託期間	2010年7月29日（設定日）から2020年7月7日まで* <u>*信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面による決議の結果、信託を終了することとなった場合には、信託期間は2019年10月23日までとします。</u>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（後 略）

南アフリカ株ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	株式 一般	年1回	アフリカ エマージング	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 ※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号
 設立年月日：2004年1月26日
 資本金：280百万円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額：31,191百万円
 (資本金、運用純資産総額は2019年2月末日現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう南アフリカ株ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年10月9日に関東財務局長に提出し、2018年10月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[照会先] キャピタル アセットマネジメント株式会社

[電話番号] 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
 [ホームページ] <http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的

当ファンドは、主として南アフリカの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場している南アフリカ関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色



豊富な資源、高い経済成長力を持つ南アフリカへ投資します。

- 金やダイヤモンド、プラチナなど世界屈指の資源国であり、また国内消費の拡大から急速に経済成長を遂げる南アフリカの株式に投資します。なお、原則として為替ヘッジは行ないません。

<ファンドの仕組み>



決算は年1回、運用実績に応じて収益分配を行ないます。

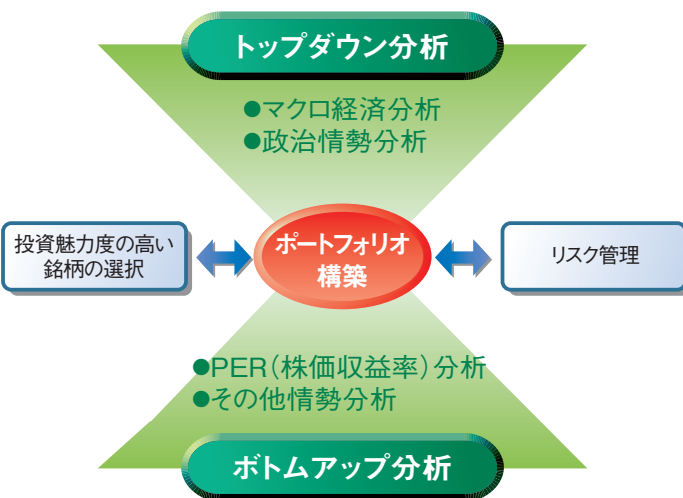
- 毎年1回(7月7日。ただし休業日の場合は翌営業日)決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこともあります。

運用プロセス

■ 南アフリカ株式及び南アフリカ関連企業の株式の中から比較的割安で投資魅力度の高い銘柄への投資に注力し、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。

■ トップダウン分析とボトムアップ分析を組み合わせたアプローチを用います。

- ・ トップダウン分析ではマクロ経済動向および政治情勢等の見通しについて検討し、投資判断に活かします。
- ・ ボトムアップ分析ではPER(株価収益率)などの指標分析やその他情報等を参考にして各銘柄への配分を決定します。





主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

分配方針

年1回(原則として毎年7月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行ない、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。



* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。



基準価額の変動要因

当ファンドは、南アフリカの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場している南アフリカ関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。**したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

主な変動要因

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します(ただし、これに限定されるものではありません)。投資している通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	海外の株式に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

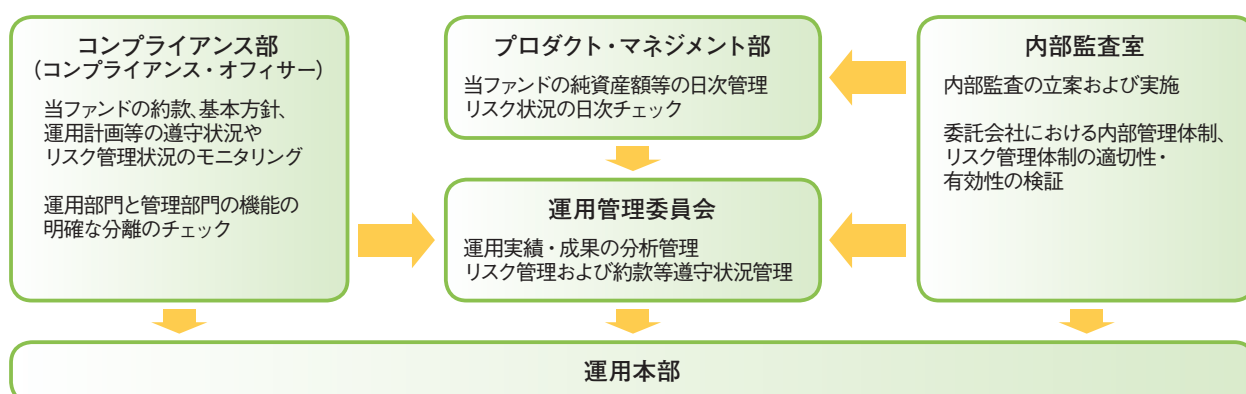
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

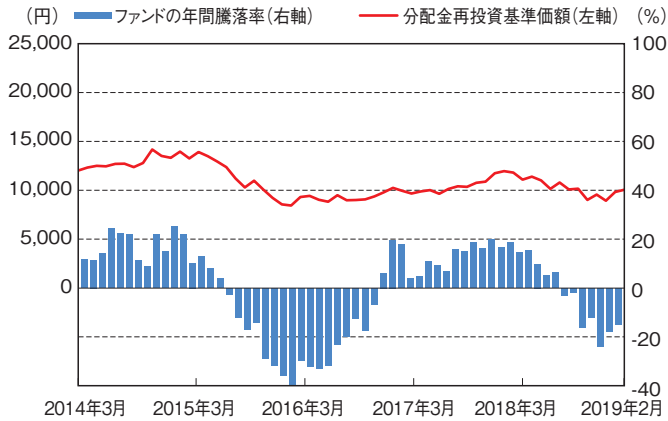


※リスクに対する管理体制は2019年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

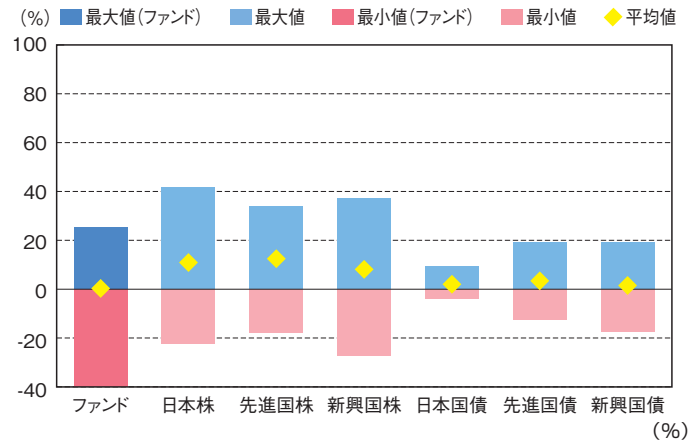
(2014年3月～2019年2月)



* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年3月～2019年2月)



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	25.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△39.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	0.3	10.9	12.3	8.1	2.0	3.4	1.5

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
 なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
 なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。
 なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



基準日：2019年2月28日

■ 基準価額・純資産の推移 2010年7月29日(設定日)～2019年2月28日



※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

基準価額	9,310円
純資産総額	0.56億円

■ 分配の推移

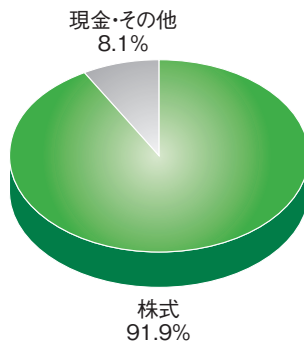
決算日	分配金額
2014年7月7日	300円
2015年7月7日	300円
2016年7月7日	0円
2017年7月7日	0円
2018年7月9日	0円
設定来累計	900円

1万口あたり/税引き前

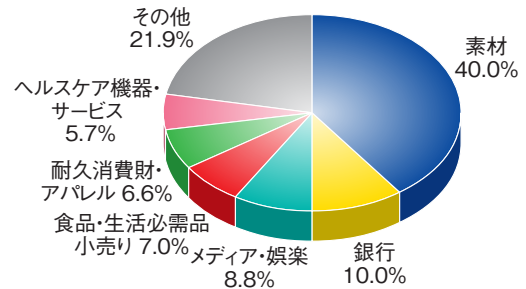
※最近5期分の分配実績を記載しております。

■ 主要な資産の状況

【資産配分】



【業種別配分】



※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

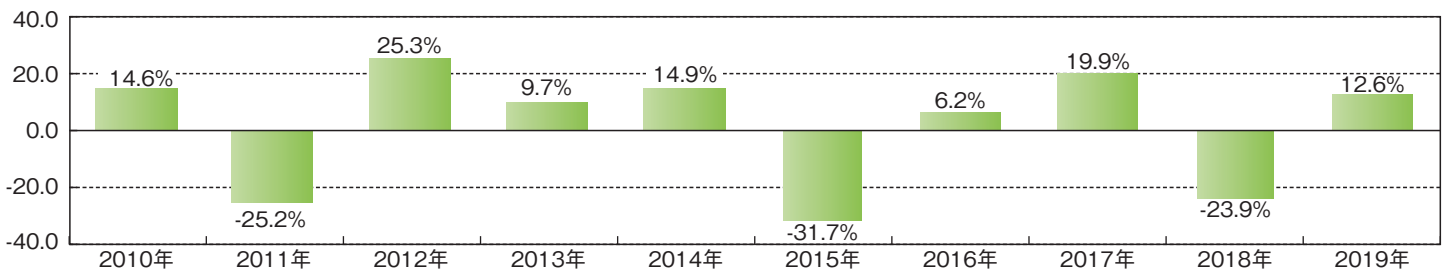
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【組入上位10銘柄】

組入銘柄数：22銘柄

銘柄名	業種	投資比率
アングロ・アメリカン	素材	9.7%
ナスパーズ	メディア・娯楽	7.8%
アングロゴールド・アシャンティ	素材	7.3%
フィナンシエール・リシュモン	耐久消費財・アパレル	6.1%
BHPグループ	素材	5.7%
アフリカン・レインボー・ミネラルズ	素材	5.5%
モンディ	素材	4.9%
ネッドバンク・グループ	銀行	4.8%
サソール	エネルギー	4.6%
スタンダード・バンク・グループ	銀行	4.4%

■ 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2010年：設定時(2010年7月29日)から年末までの収益率

※2019年：年初から2月末までの2ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%(信託財産留保額)を控除した価額となります。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して8営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2018年10月10日から2019年10月8日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	南アフリカの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、購入・換金申込は受けません。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2010年7月29日(設定日)から2020年7月7日まで
繰上償還	受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決算日	原則、7月7日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行ないます。
信託金の限度額	500億円
公告	原則、 http://www.capital-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2019年2月末日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用															
購入時手数料	<p>購入価額に3.24%(税抜3.0%)*を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。 *消費税率が10%となった場合は、年3.3% (税抜3.0%)となります。</p> <p>販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価</p>														
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%														
投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年1.5768%(税抜1.46%)*の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 *消費税率が10%となった場合は、年1.606% (税抜1.46%)となります。</p> <p>【運用管理費用(信託報酬)の配分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当該ファンドの純資産総額に対して</th> <th>年1.46% (税抜)</th> <th>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.60%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.80%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.06%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	当該ファンドの純資産総額に対して		年1.46% (税抜)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	内訳 (税抜)	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価	販売会社	年0.80%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
当該ファンドの純資産総額に対して		年1.46% (税抜)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率												
内訳 (税抜)	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価												
	販売会社	年0.80%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
	受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価												
その他の費用・手数料	<p>有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。 *その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>														

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2019年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。